

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第21号

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和63年鳥取市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第4の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額」を「介護を要する状態の区分に応じ、介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成18年総務省告示第503号）の表に定める金額」に改める。

別表第4を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の鳥取市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。